

○砺波市生涯学習センター条例

平成16年11月1日

条例第81号

改正 平成17年9月27日条例第26号

平成23年12月27日条例第24号

平成26年3月20日条例第9号

平成27年3月19日条例第1号

平成31年3月19日条例第3号

令和元年5月16日条例第1号

(設置)

第1条 市民の教養、文化の振興及び福祉の増進を図ることを目的として、砺波市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 砺波市庄川生涯学習センター

位置 砺波市庄川町青島3607番地

(指定管理者による管理)

第3条 砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの使用料の徴収に関する業務
- (4) その他センターの管理に関して教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第9条まで及び第11条並びに第15条に規定する教育委員会の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第2

44条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項に規定する許可は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターの施設及び附属設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 爆発物又は危険物を取り扱うおそれがあるとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 前条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 災害その他事故により、センターの利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上特に支障があるとき。

2 利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、当該許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は転貸してはならない。

(特別設備の許可)

第11条 利用者は、センター利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 教育委員会は必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があるときは、使用料の全部を還付することができる。

(1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 利用者が当該利用取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の事由があると認めるとき。

(利用料金)

第15条 教育委員会は、センターの管理を第3条の規定により、指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、別表に規定する範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更するときも、また同様とする。

3 指定管理者は、第1項の場合において、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し、若しくは利用料金を還付することができる。

(入館の制限)

第16条 教育委員会は、この条例に基づく規則の規定又は許可条件に違反する者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に回復し、職員又は指定管理者の点検を受けなければならない。利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償)

第18条 利用者は、自己の責任に帰すべき理由によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに職員又は指定管理者に届け出るとともに、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めたときは、その賠償額の一部又は全額を免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の庄川町生涯学習センター条例（平成13年庄川町条例第14号）、庄川町まちかどギャラリー蔵条例（平成13年庄川町条例第13号）又は庄川町若者の館条例（平成13年庄川町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月27日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の砺波市生涯学習施設条例第4条第1項の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた許可の申請は、この条例による改正後の砺波市生涯学習施設条例第7条第1項の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた許可の申請とみなす。

附 則（平成23年12月27日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に教育委員会がしたこの条例による改正前の砺波市生涯学習施設条例第7条の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の砺波市生涯学習施設条例の規定による許可とみなす。

附 則（平成26年3月20日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等又は使用料の額については、第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月19日条例第3号）抄

改正 令和元年5月16日条例第1号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第12条、第14条、第15条又は第17条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等、使用料又は観覧料等の額については、第1条から第4条まで、第12条、第14条、第15条又は第17条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

(単位 円)

		基本使用料						冷暖房料 1時間当 たり
		午前9時 ～正午	正午～午 後5時	午前9時 ～午後5 時	午後5時 ～午後1 0時	正午～午 後10時	午前9時 ～午後1 0時	
多目的ホ ール	平日	10,480	14,670	19,900	15,710	28,290	36,670	2,100
	土日祝	11,520	16,760	23,050	18,860	32,480	41,900	2,100
ホワイエ		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
控室		520	730	1,050	1,050	1,570	1,780	210
音楽室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
小会議室		520	730	1,050	1,050	1,570	1,780	210
第1研修室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
第2研修室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
第3研修室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
第4研修室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
第5研修室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
第6研修室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
団体事務室		1,050	1,570	2,100	2,100	3,140	3,770	210
視聴覚室		520	730	1,050	1,050	1,570	1,780	210
附属設備		教育委員会が別に定める金額						

## 備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に次の割合を乗じて得た額とする。

(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の130

(2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の150

(3) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合にあっては、100分の180

- 2 入場料等を徴しない場合で使用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 練習又は準備のため使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額を増額する。
- 5 前項までの規定により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。